

傍聴される方へ

傍聴される方（報道関係者を含む。）は、次の留意事項を遵守してください。
これらを守られない場合は退場していただくことがあります。

- ・ 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- ・ 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- ・ 携帯電話等は呼び出し音が出ないようにしてください。
- ・ 審議中に、写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。
（報道関係者の写真撮影等は、会議冒頭のみ限り可。）
- ・ 会議の開始前後を問わず、委員等に対しての抗議又は陳情等はお断りします。
- ・ その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。